







## 高知労働局認定・表彰制度等一覧

	趣旨	目的	要件	効果	該当法令
くるみん認定	 仕事と子育ての両立支援	行動計画の策定・届出を行い、その行動計画に定めた目標を達成するなど一定の要件を満たしたことを認定	・行動計画で定めた目標達成 ・男女の育児休業等の取得状況 ・労働環境改善等の実践 等	認定マークを使用し「子育て支援企業」であることをPRできる	次世代育成支援対策推進法 第13条
プラチナくるみん認定口		くるみん認定企業のうち、より高い水準の取組を行った企業が一定の要件を満たした場合、優良な「子育てサポート企業」として特例認定	「くるみん認定」の基準がより高い企業		次世代育成支援対策推進法 第15条の2
えるぼし認定口	 女性の活躍促進	行動計画の策定、策定した旨の届出を行った事業主のうち、女性の活躍促進に関する取組の実施状況等が優良な事業主を認定	・男女の採用状況 ・女性労働者の勤続年数 ・法定外労働時間の状況 ・女性の管理職比率 ・女性のキャリアコースの状況 等	認定マークを使用し「女性の活躍を推進している企業」であることをPRできる	女性活躍推進法 第9条
プラチナえるぼし認定口		えるぼし認定を受けた事業主のうち、女性の活躍促進に関する取組の実施の状況が特に優良である等の一定の要件を満たした場合に認定	「えるぼし認定」の基準がより高い企業		女性活躍推進法 第12条
ユースエール認定口	若者の活躍促進 	若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を認定	・若者の募集状況 ・人材育成の状況 ・新卒者の離職状況 ・法定外労働時間の状況 ・有給休暇の取得状況 等	認定マークを使用し「若者の採用・育成に積極的な優良企業」であることをPRできる	若者雇用促進法 第15条
ベストプラクティス企業	働き方改革の推進	過重労働解消キャンペーンの一環として、報道機関に公開の上で、都道府県労働局長が、地域の中で、長時間労働削減に向けて積極的に取り組んでいる企業を訪問し、その企業の長時間労働の削減に向けた取組事例について報道機関を通じて広く紹介することにより地域における過重労働解消に向けた機運の醸成を図る。	働き方改革への積極的な取組を行い成果をあげている企業	取組み内容等について広報するため企業イメージのアップにつながる	
治療と仕事の両立支援宣言	労働者が生きがい、働きがいを持って活躍できる社会の実現 	治療と仕事の両立支援に取り組む宣言を基本方針で表明し、経営者が宣言する事で従業員への周知や企業イメージの向上を図る	両立支援に取り組む宣言を基本方針で表明	労働者の意欲等・企業イメージの向上	
無災害記録表彰 建設事業無災害表彰	労働災害の撲滅 	事業場における自主的安全管理活動を促進し、労働災害の防止に資するため、無災害の記録を樹立した事業場に対し、無災害記録証又は建設事業無災害表彰を行う。	規定の時間に労働災害が発生していないこと。 建設事業の場合は、一定規模以上の工事において、全工期、無災害であったこと。	事業場における自主的安全管理活動を促進し、労働災害の防止に資する	
安全衛生に係る優良事業場、団体又は功労者に対する高知労働局長表彰	労働者の安全と健康を確保	安全衛生成績が極めて高い水準に達し他の模範と認められる優良事業場又は企業、長年にわたり労働安全衛生に尽くし安全衛生水準の向上発展に多大の貢献をした功労者等に対し厚生労働大臣・都道府県労働局長表彰を行い、その努力を讃えるとともに、これを国民に周知することにより、安全衛生意識の高揚等を図り、もって労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成の促進に資する。	「厚生労働大臣・都道府県労働局長表彰基準」中の2を満たす事業場又は企業等の中から、都道府県労働局長が選考した上で決定する。	安全衛生意識の高揚等	安全衛生に係る優良事業場、団体又は功労者に対する厚生労働大臣・都道府県労働局長表彰実施要領（通達）
障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度（もみす認定制度）		障害者の雇用の促進や安定に関する取り組みなどが、優良な中小企業を認定	・体制づくり、仕事づくり、環境づくり等の取り組みが優良 ・雇用率制度の対象障害者を法定雇用者数以上雇用 ・指定就労支援A型の利用者を除き、雇用率制度の対象障害者を1名以上雇用	・認定マークを使用し障害者雇用優良事業主であることをPRできる。 ・厚生労働省、労働局、ハローワークによる周知広報の対象となり、社会的認知度を高めることができる。 ・日本政策金融公庫の低利融資対象となり、雇用の面以外のメリットもある。	障害者雇用促進法 第77条第1項から同条の3第3項